

千早赤阪村建設工事等事後審査型条件付一般競争入札試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千早赤阪村が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）並びに設計（監理を含む。）、測量及び地質調査の業務委託（以下「建設工事等」という。）の契約に係る郵送方式の事後審査型条件付一般競争入札の試行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事後審査型条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、郵送方式によって条件付一般競争入札を実施し、開札後に最低価格者（以下「落札候補者」という。）に対して入札参加資格に関する審査を行い、落札者を決定するものをいう。

(対象案件)

第3条 この要綱の対象となる建設工事等（以下「対象案件」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、対象案件の性質、目的その他特別の理由により当該入札に適さないと認められる場合は、この限りでない。

- (1) 予定価格が1億円を超える建設工事
- (2) 予定価格が5百万円を超える業務委託
- (3) その他村長が必要と認める建設工事等

(公告)

第4条 村長は、事後審査型条件付一般競争入札を実施しようとするときは、千早赤阪村財務規則（昭和39年千早赤阪村規則第2号）第63条第2項に規定するもののほか次の事項について、公告を行うものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 開札の日時及び場所

2 公告は、役場前の掲示場及び千早赤阪村ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(入札参加資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、事後審査型条件付一般競争入札の参加

資格を有しないものとする。

- (1) 令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 村の入札参加資格者名簿に登載されていない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。ただし同法の規定による更生計画が認可されている者を除く。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし同法の規定による再生計画が認可されている者を除く。
- (5) 公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれかに該当する者
 - ア 千早赤阪村建設工事等指名停止要綱（昭和 56 年千早赤阪村要綱第 3 号。以下「指名停止要綱」という。）の規定による指名停止期間中の者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 本村との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、対象案件毎に定めた要件を満たしていない者

2 前項に定める者のほか、建設工事の請負の場合にあっては、次のいずれかに該当する者は、事後審査型条件付一般競争入札の参加資格を有しないものとする。

- (1) 建設業法第 3 条の規定による建設業の許可を有しない者
 - (2) 建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていない者
- （入札参加資格要件の決定）

第 6 条 前条第 1 項第 6 号の入札参加資格要件は、対象案件ごとに千早赤阪村建設工事及び業務委託業者指名委員会の議を経て決定するものとする。

（設計図書等）

第 7 条 設計図書等を販売の方法により配付するときは、入札参加者は、村が指定する場所で設計図書等を購入しなければならない。

2 前項に規定する設計図書等の購入に係る費用は、入札参加資格の審査結果又は入札結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

（質問及び回答）

第 8 条 入札参加者は、設計図書等に関して質問があるときは指定された期日及び方法により質問書を提出するものとする。

2 前項の質問に対して千早赤阪村ホームページにおいて閲覧の方法により回答する。

(入札書等の郵送方法)

第9条 入札参加者は、次に掲げる書類（以下「入札書等」という。）を公告で示す到着期限までに到着するように、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は入札参加者の負担とする。

- (1) 入札書
- (2) 内訳書
- (3) 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (4) その他公告で定める書面

2 入札参加者は、入札書及び当該入札に必要とされた書類を長形3号封筒に入れ、のり付けのうえ、封筒の表に宛先（〒585-8501 千早赤阪村総務課 行）を記載のうえ、「入札書在中」と朱書きし、封筒の裏には建設工事等件名、開札日及び入札者の名称・住所を記載し、開札日の前日までに到達するように郵送しなければならない。ただし、開札日の前日が、千早赤阪村の休日を定める条例（平成元年千早赤阪村条例第27号）第2条第1項に規定する休日の場合は、これらの日の前日をもってその到着期限とみなす。

3 郵送された入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札の辞退を認めるものとする。

5 前項の場合において、辞退する者は入札を辞退する旨を書面で表し、これを村長に提出しなければならない。

(入札書の受領等)

第10条 入札担当職員は、前条第1項により郵送された封筒を開札日前日までに受領し、開札時刻まで厳重に保管するものとする。

(開札)

第11条 開札は、あらかじめ公告で指定した日時及び場所において行うものとし、開札時に入札参加者が立ち会わないときは、令第167条の8の規定により当該入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 開札立会人は2名以内とし、当該開札終了後、開札確認書に署名を行うことにより、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。

3 開札事務従事者及び開札立会人以外の者は、開札会場に入場できない。ただし、

千早赤阪村建設工事等入札傍聴試行要領の規定に基づき傍聴を認められた者は、この限りでない。

4 開札事務従事者は、開札の前に入札参加資格について簡易な審査を行うものとし、その結果、次条各号のいずれかに該当して入札参加資格がないと認められた者が行った入札については無効とする。

5 入札回数は、1回とする。

(入札の無効)

第12条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

(1) 公告に示した入札参加資格のない者が行った入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 入札に関する条件に違反する者のした入札

(4) 第9条第1項及び第2項に規定する方法によらない入札

(5) 事後審査型条件付一般競争入札の心得に違反する者のした入札

(6) 代理人のした入札

(7) 指定封筒に記載された事項と同封された入札書等に記載された事項が異なる入札

(失格)

第13条 開札から落札決定までの期間において、次のいずれかに該当した者は、失格とする。

(1) 指名停止要綱の規定による指名停止の措置を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した者

(2) 本村との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた者

(入札参加資格の確認及び落札者の決定)

第14条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額で入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。

2 落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2者以上の場合は、令第167条の9の規定により、直ちにくじにより落札候補者を決定するとともにその順位を決

定する。

- 3 前項の場合において、くじ引きを辞退又は棄権することができない。
- 4 落札候補者は、落札候補者決定の日の翌日（その日が休日に当たる場合は、翌開庁日）までに、「事後審査型条件付一般競争入札関係書類提出書」（様式第2号）及び入札公告で定めた書類を提出しなければならない。
- 5 村長は、前項の規定により落札候補者が提出した書類に基づいて入札参加資格の確認を行い、原則として落札候補者が決定した日から起算して3日（休日を含まない。）以内に落札者の決定を行うものとする。
- 6 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し、その旨を「事後審査型条件付一般競争入札落札者決定通知書」（様式第3号）により通知するものとする。
- 7 落札候補者が公告に示す提出期限までに第4項の書類を提出しないとき、又は、審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たさないことを確認したときは、その者のした入札を無効とし、その者に対し不適格とした事実及びその理由を「事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適格通知書」（様式第4号）により通知するものとする。
- 8 前項の場合において、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は第2項の規定に基づき、くじにより次順位者となった者を新たな落札候補者とし、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとする。
- 9 落札者がいない場合は、再度の公告等により、後日改めて入札を行うものとする。
(くじの方法)

第15条 前条第2項のくじの方法は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札書に任意の3桁の数字（以下「くじ用数字」という。）を記載する。
- (2) 開札立会人により3桁の乱数を抽選で決定する。
- (3) 同価格で入札した者のくじ用数字にそれぞれ乱数を加えた下3桁の数字をくじ値とし、くじ値が最小値の者のくじ番号を0として、有資格者名簿の業者番号の昇順にくじ番号を付す。業者番号が最大の者までくじ番号を付したとき、くじ番号を付していない者がある場合は、業者番号の最小の者に戻り残りの者に続けてくじ番号を昇順に付す。
- (4) 同価格で入札した者の入札書に記載されているくじ用数字の合計に第2号で決定した乱数を加え、同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定に

より付された番号が一致した者を同価格における最上位の順位とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。

(5) 前2号の場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないとき、又はくじ用数字の記載が不鮮明であるときは、くじ用数字を0とみなすものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別にくじの方法を定めた場合は、その定めによるものとする。

(契約書の提出)

第16条 契約書を作成する場合においては、落札者は契約書に記名押印のうえ、落札決定の日から5日（休日を含まない。）以内に提出しなければならない。ただし、本村の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。

2 落札者が前項に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

3 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者が第13条各号のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができる。

4 前2項の規定により契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

(仮契約)

第17条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年千早赤阪村条例第13号）第2条の規定に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決がなされたときをもって本契約となる。

2 落札決定の日から本契約締結の日までの期間において、落札者が第13条各号のいずれかに該当した場合は、仮契約を締結しないこと又は仮契約の解除を行うことができる。

3 前項の規定により仮契約を締結しないとき又は仮契約を解除したときは、違約金として落札者から落札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。

(入札の中止等)

第18条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入札を中止又は延期することができる。

(1) 入札参加者に連合その他不穏な行動があり、公正な入札の執行に支障があると認められる場合

(2) 災害その他やむを得ない特別の事情がある場合

2 前項の規定による入札の中止又は延期により、入札参加者に損害が生じても、本村はその損害を補償しないものとする。

(入札結果の公表)

第19条 村長は、落札者を決定した場合は、入札結果を千早赤阪村ホームページにおいて公表する。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事後審査型条件付一般競争入札の試行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月26日から施行する。